

陸上競技場砲丸投げ練習届

令和 年 月 日

高知県立青少年センター 様

利用団体名

代表者名

担当者 住 所

氏 名

連絡先

令和 年 月 日 時 分から 時 分まで、陸上競技場で砲丸投げの練習を行うに当たり、下記の使用条件を守り事故が発生しないよう、責任を持って使用します。

使用条件

- 1 練習開始から終了まで、安全対策について見識を有する指導者（成人）1名以上が常時立ち会うこと。
- 2 砲丸投げピットの周りをコーンやバーを使用して「落下エリア」として明確に区分し、周りの利用者が容易に立ち入らないようにするとともに、常時監視を行うこと。
- 3 砲丸を使用しての練習は、砲丸投げピットとサークル以外では行わないこと。
- 4 砲丸は、他の利用者がつまずいたり、ぶつかったりしないように管理すること。
- 5 投てき動作前に声かけ等を行い、投てき者と周囲の者による安全確認を行うこと。
- 6 投てき動作中は「落下エリア」に人が入らないよう、指導者や周辺の者による安全確認を行うこと。
- 7 投てき動作中に、人が「落下エリア」に侵入した場合、指導者や周囲の者は、大声等で投てき者に投てき中止を知らせること。
- 8 他の団体・個人と共用で利用している場合、「落下エリア」周辺に他の利用者が増えるなどして、危険と判断したときは直ちに練習を中止すること。